

令和8年度 船橋市障害児等療育支援事業 仕様書

令和7年12月1日 障害福祉課

1. 事業名

障害児等療育支援事業業務委託

2. 事業目的

本業務は、在宅の重度心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児が、地域で自立した生活を送れるように、ライフステージに応じて適切な支援を確保するため、障害児（者）施設等の有する機能を活用し、相談体制を充実させ、本人やその家族の福祉向上を図ることを目的とする。

3. 契約期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月1日

4. 事業の内容

本事業は、以下の事業から構成されています。

(1) 訪問相談支援事業

☐ ☐ ☐

事業所の職員が家庭を訪問したり、地域を巡回したりして各種相談に応じながら、専門の支援機関の紹介や福祉サービスの利用案内などの支援を行います。

(2) 外来相談支援事業

☐ ☐ ☐

事業所の職員が、来所した者の各種相談に応じて、専門の支援機関の紹介や福祉サービスの利用案内などの支援を行います。

(3) 施設支援指導事業

☐ ☐ ☐

障害児通所支援を行う事業所及び障害児保育を行う保育所等の複数の職員に対し、理学療法や作業療法等の療育に関する実務に精通した職員を派遣し、在宅障害児等の療育に関する技術の指導を行う。

5. 対象となる事業者

事業者の範囲は、以下のとおりです。留意事項も併せてご確認ください。

(1) 事業者の範囲

☐ ☐ ☐

- ① 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援、指定障害児入所支援を行う事業所
- ② 障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所のうち、知的障害者に対してサービスを提供する事業所

(2) 留意事項

☐ ☐ ☐

- ① 相談に適切な相談室を有していること（専用の相談室でなくても可）。
- ② 事業所は、障害児等に対する療育について相応の実務経験を有し、福祉施策に充分精通している職員を配置すること。

6. 事業費

委託料については、原則として予算の範囲内で支払いを行うため、事業実績に応じた支払いができない場合があります。

この事業の委託に要する単価は以下のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| ア 訪問相談支援事業… | 5,690円 |
| イ 外来相談支援事業… | 2,300円 |
| ウ 施設支援指導事業… | 16,100円 |

7. 実施の頻度

家庭の状況に応じ、定期的もしくは随時に相談、支援を行う。

8. 事業実施の報告

事業実施に要した費用を市長に請求する際に、次の書類を提出する。

- 1) 船橋市障害児等療育支援事業相談・支援記録票（第1号様式）の写し
- 2) 訪問相談支援・外来相談支援 事業実施明細書（第3号様式）
- 3) 施設支援指導事業実施明細書（第4号様式）

9. 支払いの形態

実施事業所は四半期ごとに事業実施に要した費用を市長に請求する。支払い期毎の検査合格後、適法な支払請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。

10. 契約までの流れ

募集から契約（事業実施）までの流れは、概ね以下のとおりです。

時 期	内 容	流 れ	説 明
令和7年 12月	募 集	市	既存の受託事業所へ令和8年度の募集要領を送付。
	実施協議	法人→市	本要領に基づき、法人が実施協議書を市へ提出。
令和8年 2月	審 査	市	実施協議書の内容を審査し、委託の可否を決定。
3月	予算成立	市	船橋市議会にて令和8年度予算が成立する。
	決定通知	市→法人	委託可の法人に決定通知を送付。
4月	契約締結	市→法人	委託内容等に同意のうえ、契約書を取り交わす。
	事業実施	法人	契約書及び実施要綱等に基づき、事業を実施。

11. 申請手続等

本事業の受託を希望する場合は、下記により、事業実施協議書など必要な書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 令和7年度船橋障害児等療育支援事業実施協議書（様式1－1）
- ② 見積書（様式1－2）
- ③ 平面図（相談室の位置がわかるもの）※任意様式

(2) 提出期限 令和7年12月17日（水）必着

(3) 提 出 先 船橋市役所 障害福祉課 相談支援係 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25